

令和3年度介護報酬改定に関する資料（運営等基準編）

基準改正により新設又は改正された規定について掲載しています。

- ・表の構成は、次のとおりですが、これによらない場合もあります。

左側：基準省令 右側：共通資料の「留意事項通知（地域密着型サービス等）」の該当箇所

留意事項通知に修正がある場合は、共通資料の「留意事項通知等の正誤」の該当箇所

- ・下線は改正部分を示しています。
- ・基準は厚生労働省令を掲載していますが、枚方市条例も同様の改正が行われています。

(1) 認知症対応型通所介護

指定地域密着型サービスの事業の一般原則	
<p>(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)</p> <p>第三条 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p><u>3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>【改正省令の附則】 <u>(虐待の防止に係る経過措置)</u> 第二条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、(中略) 第三条の規定による改正後の地域密着型サービス基準（以下「新地域密着型サービス基準」という。）<u>第三条第三項（中略）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」（中略）とする。</u></p>	<p>・ 4 ページの 4 の (1)</p>

管理者（単独型・併設型に限る）	
<p>(管理者)</p> <p>第四十三条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>・ 35 ページの 三 の 2 の (1) の ④</p>

管理者（共用型に限る）	
<p>(管理者)</p> <p>第四十七条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、<u>共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</u></p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者の管理者は、適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、第四十三条第二項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>・ 36ページの(2)の④</p>

運営規程	
<p>(運営規程)</p> <p>第五十四条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 営業日及び営業時間</p> <p>四 指定認知症対応型通所介護の利用定員（第四十二条第四項又は第四十六条第一項の利用定員をいう。）</p> <p>五 指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>六 通常の事業の実施地域</p> <p>七 サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>八 緊急時等における対応方法</p> <p>九 非常災害対策</p> <p>十 <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>十一 その他運営に関する重要事項</p> <p>【改正省令の附則】</p> <p>(虐待の防止に係る経過措置)</p> <p>第二条 <u>この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、(中略)新地域密着型サービス基準(中略)第五十四条(中略)の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。</u></p>	<p>・ 37ページの3の(3)</p> <p>・ 5ページの(21)</p>

勤務体制の確保等	
<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第三十条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定認知症対応型通所介護を提供できるよう、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者によって指定認知症対応型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処</p>	<p>・ 25ページの(6)</p> <p>・ 5ページの(22)</p> <p>・ 正誤のNo. 11</p>

<p>遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 指定認知症対応型通所介護事業者は、認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定認知症対応型通所介護事業者は、全ての認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 指定認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>【改正省令の附則】 <u>(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)</u> 第五条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、(中略)新地域密着型サービス基準第三十条第三項(中略)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。</p>	
--	--

業務継続計画の策定等	
<p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p>第三条の三十の二 指定認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 指定認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>【改正省令の附則】 <u>(業務継続計画の策定等に係る経過措置)</u> 第三条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、(中略)新地域密着型サービス基準第三条の三十の二(中略)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・38ページの(4) ・26ページの(7)

非常災害対策	
<p><u>(非所災害対策)</u></p> <p>第三十二条 指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・27ページの(8)

たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

衛生管理等

(衛生管理等)

第三十三条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定認知症対応型通所介護事業所において、認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

【改正省令の附則】

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第四条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、(中略)新地域密着型サービス基準(中略)第三十三条第二項(中略)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

- ・ 38ページの(5)
- ・ 28ページの(9)

掲示

(掲示)

第三条の三十二 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

- ・ 11ページの(25)

地域との連携等

(地域との連携等)

第三十四条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定認知症対応型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用

- ・ 30ページの(10)
- ・ 11ページの(29)

<p>者等の同意を得なければならない。) (以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね六月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>3 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>4 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>5 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。</p>	
---	--

虐待の防止	
<p><u>(虐待の防止)</u></p> <p><u>第三条の三十八の二 指定認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>一 <u>当該指定認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>二 <u>当該指定認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>三 <u>当該指定認知症対応型通所介護事業所において、認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>四 <u>前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>【改正省令の附則】</p> <p><u>(虐待の防止に係る経過措置)</u></p> <p><u>第二条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、(中略)第三条の規定による改正後の地域密着型サービス基準(以下「新地域密着型サービス基準」という。)第三条第三項及び第三条の三十八の二(中略)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」(中略)とする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> • 38ページの(6) • 13ページの(31)

電磁的記録等	
<p><u>(電磁的記録等)</u></p> <p><u>第一百八十三条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> • 78ページの第5

情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）
で行うことが規定されている又は想定されるもの（第三条の十第一項
（（中略）第六十一条（中略）において準用する場合を含む。）（中略）
並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該
書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっ
ては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機
による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供
に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するも
の（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で
行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等
の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気
的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）
によることができる。